

青森県報

第三千七百三十七号

平成二十五年

八月三十日

(金曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康福祉課)	一
生活保護法による医療機関の指定……………	(同)	一
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………	(同)	一
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………	(同)	二
障害福祉サービス事業者の指定……………	(障害福祉課)	二
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………	(同)	二
保安林の指定施業要件の変更……………	(林政課)	三
漁船保険付保義務の発生……………	(下北地域 県民局)	三
公 告		
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(会計管理課)	三
右 同……………	(同)	四
右 同……………	(同)	四
右 同……………	(同)	五
出先機関		
土地改良区の役員の退任……………	(上北地域 県民局)	五
土地改良事業計画変更の認可……………	(同)	五

告 示

青森県告示第六百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年八月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
一ツ谷薬局	五所川原市字一ツ谷五 八の九	平成二五・七三

青森県告示第六百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年八月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
みちのくクリニック ファルマ 一ツ谷薬局	むつ市十二林一七の一 五所川原市字一ツ谷五 八の九	平成二五・八一

青森県告示第六百五十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条

の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年八月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
一ツ谷薬局	五所川原市字一ツ谷五八の九	平成二十五年八月三十一日

青森県告示第六百五十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年八月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
みちのくクリニック ファルマ 一ツ谷薬局	むつ市十二林一七の一 五所川原市字一ツ谷五八の九	平成二十五年八月三十一日

青森県告示第六百五十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十五年八月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う所	指定年月日
---------------	----	------------	-------------	--------------	-------

株式会社 JRENCA	五所川原市字本町六	自立訓練（生活訓練）	ケアサービス	五所川原市字本町六	平成二十五年八月三十一日
-------------	-----------	------------	--------	-----------	--------------

株式会社 いこの窓口	東京都港区東麻布一丁目七の三	居宅介護	かいごの窓口	和田市西十二番町一〇の二二	
------------	----------------	------	--------	---------------	--

株式会社 いこの窓口	東京都港区東麻布二丁目七の三	重度訪問介護	かいごの窓口	和田市西十二番町一〇の二二	
------------	----------------	--------	--------	---------------	--

社会福祉法人 社会福祉会	つがる市森田町森田月見野四七の二	共同生活介護	第二もりた荘	つがる市森田町森田月見野八の	
--------------	------------------	--------	--------	----------------	--

社会福祉法人 社会福祉会	つがる市森田町森田月見野四七の二	共同生活援助	第二もりた荘	つがる市森田町森田月見野八の	
--------------	------------------	--------	--------	----------------	--

特定非営利活動法人 在宅生活	上北郡六ヶ所村大字泊字ノ内二六の二	居宅介護	在宅生活ヘルプ	上北郡六ヶ所村大字泊字焼山二六の五	
----------------	-------------------	------	---------	-------------------	--

特定非営利活動法人 在宅生活	上北郡六ヶ所村大字泊字ノ内二六の二	重度訪問介護	在宅生活ヘルプ	上北郡六ヶ所村大字泊字焼山二六の五	
----------------	-------------------	--------	---------	-------------------	--

青森県告示第六百五十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十五年八月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

黒石市国民健康 保険黒石病院	黒石市北美町一丁目七	医療に関する医 療	指定辞退 年月日
		平成二五・四・一	

青森県告示第六百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十五年八月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東津軽郡平内町大字外童子字滝ノ沢ノ二の七、一二の二九、一二の七八五から一二の七八八まで、一二の七九五、一二の一〇〇七

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び平内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第六百六十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一

項の規定による同意があつたと認めためたので、同法第一百二十二条の二第三項の規定により告示する。

平成二十五年八月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
下北郡東通村大字蒲野沢字稲崎一 齋藤 栄 藏	石持
下北郡東通村大字蒲野沢字石持四四 杉本 八十三	
下北郡東通村大字蒲野沢字稲崎一 杉本 尚	

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年八月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

除雪トラック（七トン級 四×四） 一台

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十五年八月二日

五 契約の相手方の名称及び住所

青森日野自動車株式会社

青森市大字野木字山口一六四の八二

六 契約金額

二千三百三十六万二千五百円

七 契約の相手方を決定した手続

物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十五年六月二十一日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年八月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

除雪ドーザ（十八トン級） 一台

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十五年八月二日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社KCMJ青森営業所

青森市大字野内字菊川六一の三

六 契約金額

千九百九十二万九千円

七 契約の相手方を決定した手続

物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者が二者あったため、当該入札者にくじを引かせて契約の相手方を決定したものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十五年六月二十一日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年八月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

除雪トラック（七トン級 四×四） 三台

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十五年八月二日

五 契約の相手方の名称及び住所

UDトラックスジャパン株式会社青森カスタマーセンター

青森市大字石江字三好一一六

六 契約金額

七千六百三十三万五千円

七 契約の相手方を決定した手続

物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十五年六月二十一日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年八月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

液体シンチレーション計数装置（H 三用） 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十五年八月五日

五 契約の相手方の名称及び住所

東北化学薬品株式会社むつ小川原営業所

上北郡六ヶ所村大字尾駮字上尾駮二二の二五五

六 契約金額

四千九百三十五万円

七 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の二第一項第八号

八 契約の相手方を決定した手続

物品に要求される性能が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者を参加者として入札を行ったが、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者がなく、再度の入札に付したが落札者がなかったため、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格の見積を行った者と随意契約により契約を締結したものである。

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、稲生川土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十五年八月三十日

上北地域県民局長 三 上 俊 孝

区別	氏名	住 所	退任の年月日
監事	沼田五三郎	上北郡六戸町大字大落瀬字七百五五の一七二	平成二五・八・八

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、大浦土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成二十五年八月二十一日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成二十五年八月三十日

上北地域県民局長 三 上 俊 孝

事業名 維持管理

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭